

人権擁護委員をご存知ですか？

☎ 人権推進課 人権係 TEL 64-1126

◆人権擁護委員ってどんな人？

人権擁護委員は、地域の皆さんからの人権相談に応じ、問題解決の支援を行うほか、法務局の職員と協力して人権侵害を受けた被害者の救済に取り組んでいます。また、人権への関心を高めるため、啓発活動にも積極的に取り組んでいます。

※人権擁護委員は、湯浅町長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された方々です。

◆6月1日は「人権擁護委員の日」です

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、この日を「人権擁護委員の日」と定め、人権尊重意識を広めるための啓発活動に取り組んでいます。



▲ピンクのベストを着て啓発をしています

湯浅町の人権擁護委員を紹介します。(敬称略)

● みやい よしかず
宮井 義和

● なかお かずひら
中尾 一平

● ひらばやし そのこ
平林 園子

● たけうち
武内 ひとみ

● ゆば まもる
弓場 守

特設人権相談

■日時：6月1日①

① 10時～12時／野下・出水文化会館 (TEL 63-6315) ② 13時～16時／総合センター (TEL 64-1126)

■内容：いじめ、差別、虐待、セクハラ、インターネットによる誹謗中傷など、日常生活の中で生じる様々な人権問題に関する相談に人権擁護委員が応じます。

相談は無料で秘密は守られます。お電話での相談も受け付けています。

家具の固定で安心！安全！

設置費用
無料!!

家具転倒防止器具設置事業

1世帯につき1回限りの設置で3台の固定ができます！

65歳以上の方、または身体・知的・精神障害者手帳をお持ちの方のいる世帯が対象となります！

☎ 総務課 地域防災係 ⑮番窓口 TEL 64-1108

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています

